

(用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年6月9日(火)

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大分県知事部局及び教育庁の公用車任意保険契約

(2) 入札内容及び加入車両数

対人及び対物賠償保険 加入車両 869台

人身傷害保険 加入車両 68台

その他詳細は入札説明書及び仕様書による

(3) 保険期間

令和8年8月1日午後4時から令和9年8月1日午後4時まで

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課車両管理班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2960

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県共同利用型電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)上に、令和8年6月30日(火)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記7及び8に掲げる方法により提出すること。

5 入札参加条件

この入札については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条第2項の規定による損害保険業免許を受けた者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 大分県内に本店を有する者

イ この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手續を経て、入札の参加及び見積、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任した者

(5) 大分県内に支店・営業所及び事故処理センターが配置されている損害保険会社であること。

(6) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(7) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 電子入札システム及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムによる入札参加申請期限

(1) 申請期限 令和8年6月26日(金)午前10時00分

(2) 方法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、封書にし、紙入札参加届出書2部を大分県会計管理局用度管財課車両管理班へ提出すること。

8 電子入札システムによる入札金額の入力期限

(1) 提出期限 令和8年6月30日(火)午前10時00分

(2) 方法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、封書

にし、紙入札参加届出書に記載の日時及び場所へ提出すること。

9 電子入札システムによる開札予定日時

- (1) 予定日時 令和8年6月30日(火) 午前10時30分
- (2) 開札方法 電子入札システムによる。

10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合においては、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

11 入札保証金に関する事項

見積額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

12 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が予定の場所及び日時に到着しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき

14 最低制限価格に関する事項

設定しない

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにお

いて、電子くじによる落札者決定を行う。

16 その他

その他の詳細は入札説明書による。